



～知っておこう！奨学金制度～

様々な事情で経済的に高校や専門学校等への進学が困難な生徒に対して、その学費の一部を援助する制度があり、国の「高等学校等就学支援金」や、大阪府の「私立高等学校等授業料支援補助金」などがあります。

いろいろな団体が設けている奨学金制度もあり、対象者や返還の有無などが異なります。ここでは、基本的な2つのことを紹介します。知っておきましょう。



Q：奨学金って返さないといけないもの？

A：奨学金には大きく分けて、貸与と給付の2種類があります。

貸与（たいよ） → 進学・通学に係るお金を借りることができます。

無利子なものもありますが、返還の義務があります。

給付（きゅうふ） → 借りるのではなく、もらう形になるので、

返還の義務はありません。

Q：申し込んだら、どんな状況でも受け取る必要がある？

A：中学校の間の手続きは「予約」であり、後でキャンセルできます。



大阪府育英会や枚方市奨学生などは、中学校3年生の間に書類を作るなどして事前申し込みをし、高校入学後に改めて申請をして受け取ります。その際に申請をせず、キャンセルすることもできます。

【保護者の皆様へ】

奨学金のお知らせにつきましては、第一中学校のHP（メニュー→奨学金など進路支援に関すること）に掲載しております。

申込に関しましては、中学校を通すものと、直接申し込むものがありますが、どちらも、期限内に様々な書類を提出する必要があります。ご活用される際には、早めのご準備をよろしくお願いいたします。何かご不明な点がございましたら、中学校までご連絡ください。